

平成29年第4回定例会 代表質問

鈴木副市長答弁

蛭田 浩文議員（未来民進ちば）

質問5 こども未来行政について

(1) 保育士の確保について

ア 国及び市の給与改善の状況について

(こども未来局こども未来部幼保運営課)

(答弁)

次に、保育士の確保についてお答えします。

まず、国及び市の給与改善の状況についてですが、

国の待機児童解消加速化プランが発出される前年の平成24年度と比較し、今年度までに実施された国の給与改善は、約10%、月額にして約3万2千円の改善となっております。

更に今年度から技能経験に応じた上乘せが開始され、勤務経験が概ね7年以上で月額4万円、3年以上で月額5千円が支給されます。

これに本年10月から支給を開始した市の独自の給与改善を加えると、最大で月額約10万円程度の改善となるものと見込んでおります。

今後、国の動向等を注視し、適切に対応して参ります。

質問5 こども未来行政について

(1) 保育士の確保について

イ 保育士確保の課題及び今後の対応について

(こども未来局こども未来部幼保運営課)

(答弁)

次に、保育士確保の課題及び今後の対応についてですが、民間保育施設の整備が急増する中、安定的な保育士の確保は重要な課題であり、保育士が長く勤められる環境づくりや、潜在保育士の保育現場への復帰促進などが必要であると考えております。

今後の対応ですが、給与面の改善を着実に実施するとともに、保育士の負担軽減につながる国の補助制度等の活用、研修の充実など各種施策について検討するほか、本年1月から実施している就職準備金貸付制度や保育料一部貸付制度の更なる周知などにより潜在保育士の掘り起しを図って参ります。

また、国の技能経験に応じた処遇改善は、経験年数の要件に合致するかしないかで同じ施設内で働く職員間の格差が大きくなり、配分が難しく保育士の確保に支障を来たすとの声もあることから、より公平な制度となるよう国に要望して参ります。

質問5 こども未来行政について

(2) 保育の質の確保について

ア 巡回体制強化などの質の確保に向けた取組み状況
と事故等件数の推移について

(こども未来局こども未来部幼保運営課)

(答弁)

次に、巡回体制など質確保に向けた取組状況と事故等件数の推移についてですが、

巡回体制につきましては、子ども子育て支援新制度開始当初の平成27年度は、6人体制で実施しておりましたが、施設の増加に応じ、今年度は10人体制と順次体制を強化し、実施しております。

また、従来公立保育所や民間保育園を対象として実施していた職種別・階層別研修に認可外保育施設の参加を促進するなど保育の質の向上に取り組んでおります。

怪我・食物アレルギー誤食などの事故件数は、27年度は約1200件、28年度は約1300件、29年度は10月末までで約600件となっております。

質問5 こども未来行政について

(1) 保育の質の確保について

イ 現状の課題認識と今後の取組みの方向性について

(こども未来局こども未来部幼保運営課)

(答弁)

次に、課題認識と取組みの方向性についてですが、

施設数の増加と比較し、事故件数は横ばいであることから、一定の保育の質は確保されているものと考えておりますが、今後も施設が増加していくなか、更なる安全の確保など、質の維持・向上は必要不可欠であると認識しております。

具体的には、認可の際、書類審査に加え、保育に対する考え方や、施設長の資質なども含め、外部の専門家による厳正な審査を実施しております。

また、開設後のフォローとしては、巡回指導の拡充について検討するとともに、研修の充実として、植草学園短期大学、千葉経済大学短期大学部、千葉明德短期大学の3短大と連携して本年8月に実施したサバティカル研修について、来年度の拡充実施を検討します。

また、食物アレルギー対策として、平成28年度よりアレルギー食材の完全除去対応を実施しており、事故が対応前の平成27年度は19件であったのに対し、28年度は6件、29年度は10月末現在で4件と減少していることから、引き続き対策を徹底して参ります。

質問 7 環境行政について

(1) 事業系ごみの減量・再資源化について

ア 昨年度に実施した取組み及び効果について

(環境局資源循環部収集業務課)

(答弁)

次に、事業系ごみの減量・再資源化についてお答えします。

まず、昨年度に実施した取組みについてですが、

分別・排出方法・減量方法などを掲載した「千葉市事業所ごみ分別排出ガイドブック」を作成・配布し、ごみの適正排出等の周知を行うとともに、事業系可燃ごみには生ごみが約5割含まれていることから、『食品の「もったいない」を減らすことが、真の食品関連事業者のプロ』をスローガンに生ごみを減らす工夫等を掲載した「食品リサイクルリーフレット」を作成し、市内の食品関連事業者へ配布することで、食品廃棄物削減のための周知啓発等を行いました。

こうした取組みの効果として、事業系焼却ごみ量については、平成27年度 7万6,800トンから

28年度が7万4,400トンと約2,400トンが削減され、事業系資源物における食品^{ざんさ}の再資源化量については、

27年度 7,800トンから

28年度が8,500トンと約700トンの増となりました。

質問7 環境行政について

(1) 事業系ごみの減量・再資源化について

イ 今年度及び今後の取組みについて

(環境局資源循環部収集業務課)

(答弁)

次に、今年度の取組みについてですが、

5月より、商業施設のテナント飲食店等を戸別訪問し、「食品リサイクルリーフレット」を用いて食品リサイクルの必要性、減量方法、リサイクル手法等の説明を行ったところ、事業者からは、「賞味・消費期限の管理を徹底することで期限切れを減らしたり、調理中に発生する食品くずを減らすなど、できることから取り組んでいきたい」との回答をいただいております。

また、食品ロスの主な要因となっている、料理の食べ残しをなくすよう、食べ切りキャンペーンの協力を依頼した結果、「小盛りメニューの提供や食べ切りの声掛けなどを実施したことで、ほとんど食べ残しがなくなるなどの効果がみられたので、引き続き協力していきたい」との意見が寄せられています。

今後の新たな取組みとして、「千葉市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」に位置付けられている、事業用大規模建築物の基準に満たないものの廃棄物の排出量が多いと見込まれる事業所を「事業用準大規模建築物」と定め、所有者等に減量計画書の提出を義務付ける制度を創設する準備を進めるとともに、生ごみの減量・再資源化に取り組む事業者を対象とした生ごみ減量処理機等の購入費の助成などを予定しており、事業所ごみのさらなる削減及び再資源化に取り組んで参ります。

以上でございます。